

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年省令第四号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表第一（第四条の二関係） 毒物 一〓十七（略） 十八 S・S・ビス（一・メチルプロピル） 〓O・エチル〓ホスホロジチオアート（別 名カズサホス）及びこれを含有する製剤。 ただし、S・S・ビス（一・メチルプロピ ル）〓O・エチル〓ホスホロジチオアート 一〇%以下を含有するものを除く。	別表第一（第四条の二関係） 毒物 一〓十七（略） 十八 削除

十八の二（略）

十九～二十三（略）

劇物

一～十一の八（略）

十一の九 有機シアン化合物及びこれを含む
する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
。

(1)
(21)（略）

(22) | 四・クロロ・ニ・シアノ・N・N・ジ

メチル・五・パラ・トリルイミダゾール

・一・スルホンアミド及びこれを含むす

る製剤。

(23) |
(30) |
(略)

(31) | N・(一・シアノ・一・ニ・ジメチル

プロピル)・ニ・(ニ・四・ジクロロフ

十八の二（略）

十九～二十三（略）

劇物

一～十一の八（略）

十一の九 有機シアン化合物及びこれを含む
する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
。

(1)
(21)（略）

(22) |
(29) |
(略)

十二丁四十六 (略)	(114) (134) (略) 以下を含有する製剤	リル (別名クロルフエナピル) ○・六%	ルオロメチルピロール・三・カルボニト	ル)・一・エトキシメチル・五・トリフ	(113) 四・プロモ・二・(四・クロロフエニ	(70) (112) (略)	る製剤。	ニルアセトニトリル及びこれを含有す	(69) 二・シクロヘキシリデン・二・フエ	(32) (68) (略)	含有する製剤。	エノキシ) プロピオンアミド及びこれを
------------	--	----------------------	--------------------	--------------------	------------------------------	--------------------------	------	-------------------	----------------------------	-------------------------	---------	---------------------

十二丁四十六 (略)	(110) (130) (略)	(67) (109) (略)	(30) (66) (略)
------------	---------------------------	--------------------------	-------------------------

四十七	S・S・ビス（一・メチルプロピル） 〃〃O・エチル〃ホスホロジチオアート（ 別名カズサホス）一〇％以下を含有する製 剤。ただし、S・S・ビス（一・メチルプ ロピル）〃O・エチル〃ホスホロジチオア ート三％以下を含有する徐放性製剤を除く 。	四十七	削除
四十八～六十七	（略）	四十八～六十七	（略）